

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

制定文中「昭和27年10月」を「昭和27年」に改める。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総務委員会 7人

- (1) 企画部の所管に関する事項
- (2) 総務部（私立学校及び土地対策に関する事項を除く。）の所管に関する事項
- (3) 市民部（国民健康保険、国民年金及び老人医療に関する事項を除く。）の所管に関する事項
- (4) 収入役（会計課）、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び農業委員会の所管に関する事項
- (5) 他の委員会の所管に属しない事項

文教委員会 7人

- (1) 教育委員会の所管に関する事項
- (2) 総務部（私立学校に関する事項）の所管に関する事項
- (3) 生活環境部（文化振興に関する事項）の所管に関する事項
- (4) 健康福祉部（児童青少年に関する事項）の所管に関する事項

厚生委員会 7人

- (1) 市民部（国民健康保険、国民年金及び老人医療に関する事項）の所管に関する事項
- (2) 生活環境部（文化振興に関する事項を除く。）の所管に関する事項
- (3) 健康福祉部（児童青少年に関する事項を除く。）の所管に関する事項

建設委員会 7人

- (1) 総務部（土地対策に関する事項）の所管に関する事項
- (2) 都市整備部の所管に関する事項
- (3) 水道部に関する事項

第21条中「法令又は条例」を「法律」に改める。

第22条第1項中「昭和42年4月」を「昭和42年」に、「これを」を「、これを」に改める。

第29条第3項中「第26条、第27条及び第28条」を「前3条」に改める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由

三鷹市議会委員会条例の一部を改正するため、本案を提出します。